

**デイサービスセンターしおがま翔裕園**  
**契約書別紙（兼重要事項説明書）**  
〈2025年（令和7年）4月現在〉

当サービスをご利用いただくにあたり、事業所は概況等につき次のとおり説明します。

**1. 事業者の概要**

法人名	社会福祉法人 杜の村
法人所在地	宮城県仙台市宮城野区岩切字東河原 352-3
電話番号	022-396-7522
代表者氏名	理事長 神成裕介
設立年月日	平成 11 年 6 月 23 日

**2. 事業所の概要**

ご利用事業所の名称	デイサービスセンターしおがま翔裕園
事業所の所在地	宮城県塩竈市北浜四丁目 3 番 12 号
電話番号/FAX番号	022-361-5050 / 022-363-7077 (FAX)
事業所の種類 指定年月日	通所介護事業所 (通所介護 令和 7 年 4 月 1 日指定) (第 1 号通所事業 令和 7 年 4 月 1 日指定)
開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日
事業所番号	宮城県・塩竈市指定 第 0470301185 号
管理者	本間良寛
通常の事業の実施地域	塩竈市内
営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
サービス提供時間	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
利用定員	25 名
施設の概要	・機能訓練室兼食堂 31.617 m <sup>2</sup> ・静養室 29.09 m <sup>2</sup> ・相談室 9.79 m <sup>2</sup> ・浴室 ・トイレ 4ヶ所 ・事務室 他

**3. 事業の目的及び運営方針**

目的	介護保険法に従い要介護又は要支援の状態にある高齢者等に対し、通所介護サービスを通じて利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
方針	事業所の生活相談員等は、要介護者等の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消、心身の機能の維持及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

#### 4. 職員の配置・職務内容

職 種	主な職務内容	配置数
管理者	従業者の管理及び業務の管理。	1名
生活相談員	利用の申込みに係る調整、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標達成状況の記録。	1名以上/日
介護職員	通所介護計画に基づき必要な日常生活上の世話及び介護を行う。	4名以上/日
看護職員	上記の他、検温や血圧測定等の健康状態の把握	1名以上/日
機能訓練指導員	利用者の応じた機能訓練の実施	1名以上

#### 5. 提供するサービス内容

- (1) 生活等に関する相談助言
- (2) 日常生活動作訓練
- (3) 健康チェック（血圧測定・脈拍測定・検温等）
- (4) 入浴サービス
- (5) 給食サービス（栄養バランスと取れた昼食とおやつをご用意しています）
- (6) 送迎（リフト付き車両等で安全にご自宅まで送迎します）
- (7) 家族介護教室
- (8) その他必要な事業

〈通所介護利用時の1日のスケジュール〉

8:30～	9:00～	11:30～	12:00～	13:00～	14:00～	15:00～16:30
送 迎	検温等 レ ク	軽体操 口腔体操	昼 食	静 養	軽体操 おやつ 個別機能 訓練	レクリエーション 送 迎
	入 浴					

#### 6. 利用料金

付属別紙「サービス利用料金表」をご参照ください。

#### 7. 苦情の受付等について

当事業所では、利用者からの相談・苦情を受け付ける常設の窓口として相談担当者を置いています。

【苦情受付窓口】 電 話 022-361-5050 FAX 022-363-7077

【苦情受付担当者】 本間 良寛 高橋 恵

また、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などもいただいています。当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

第三者委員への連絡を希望される場合は、社会福祉法人杜の村（022-396-7522）にご連絡くだ

さい。

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	電話番号
塩竈市 福祉子ども未来部高齢福祉課	0 2 2 - 3 6 4 - 1 2 0 4
宮城県国民健康保険団体連合会 苦情相談係	0 2 2 - 2 2 2 - 7 7 0 0

また、第三者評価及び介護サービス情報の公表については下記のとおりです。

第三者評価実施の有無	無し
介護サービス情報の公表	<a href="https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/">https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/</a> 参照

## 8. 個人情報の取り扱いについて

当事業所は、利用者とその家族に関する個人情報につきまして、「個人情報保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（厚生労働省策定）」と遵守し、適切な取り扱いと保護管理に努めます。具体的な取り扱いについては、社会福祉法人塩竈市社会福祉協議会「個人情報保護規定」に基づき対応いたします。

## 9. 事故発生時の対応について

当事業所は、契約に基づくサービス提供を行う上で、別紙契約の各事項に違反し、又は介護保険法及び民法その他の関係法令に違反し、利用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合には、事業所はその損害を速やかに賠償する義務を負います。

## 10. 非常災害発生時の対応について

利用者の居住区域並びに当事業所設置区域内において、何らかの災害が発生した場合、通所介護サービスの提供をとりやめる場合がございます。その場合は、連絡手段が確保できた時点でご連絡を入れさせていただきますのでご了承ください。

また、当事業所は、自身・津波等による災害に備え、「災害時対応マニュアル」を作成し、万が一に備え月に1回避難訓練を行います。もし通所時間帯に津波警報等が発令された場合は、隣接する塩釜市民活動センター3階（北浜四丁目6番52号）に避難誘導いたします。

## 11. 虐待防止の対応

当事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

【虐待防止責任者】 曾根 孝夫

## 12. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

当事業所は、感染症の予防及びまん延防止のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症のまん延防止のための対策を検討する委員会とおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

## 13. 業務継続計画の策定

当事業所は感染症や災害が発生した場合には、事業継続が出来るよう対策を講じています。

#### 14. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってのご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 当事業所や従業員への贈り物等のお心遣いをご遠慮ください。
- (2) 従業員への宗教の勧誘、政治活動、営利行為はお断りいたします。
- (3) 利用者・家族から従業員への暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの行為、パワー・セクシャルハラスメント行為は契約書第 13 条 4 項に当たる行為とみなし、契約の解約を求めることがあります。

令和      年      月      日

<b>事業者</b>	当事業者は、通所介護事業者として利用者の重要事項の説明を行ないました。		
	<b>所在地</b>	〒985-0003 宮城県塩竈市北浜四丁目3番12号	
	<b>事業者名</b>	デイサービスセンターしおがま翔裕園 (宮城県・塩竈市指定 第0470301185号)	
	<b>氏名</b>	管理者 本間 良寛	
	<b>電話番号</b>	022-361-5050	<b>FAX</b>

<b>利用者</b>	私は、通所介護事業所より重要事項の説明を受け、サービス提供の開始に同意しました。			
	<b>住所</b>	〒      —		
	<b>氏名</b>			
	<b>電話番号</b>		<b>FAX</b>	
<b>代理人</b>	<b>住所</b>	〒      —		
	<b>氏名</b>			
	<b>電話番号</b>		<b>FAX</b>	
	<b>本人との関係</b>		<b>緊急時の 連絡先</b>	